

2級 眼鏡作製技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

眼鏡作製の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

実 技 試 験

【01】視力の測定

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
① 予備測定	<ol style="list-style-type: none">1. 顧客に作製理由・希望眼鏡・使用目的・不具合に関するヒアリングを行い、眼科紹介を含め、基礎的な分析・提案ができること。2. 瞳孔間距離の測定ができること。3. 現用眼鏡による補正視力の確認ができること。
② 自覚的補正度数の測定	<ol style="list-style-type: none">1. トライアルフレームを使用し、基礎的なレンズ交換ができること。2. 乱視測定前の球面調整ができること。3. 乱視の測定ができること。4. 乱視測定後の球面調整ができること。5. 両眼によるバランス測定ができること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	6. バランス後の使用レンズ度数及び最高視力の確認ができること。